

# 栃木県水産振興計画（2期計画）（概要版）

## 1 策定の趣旨

- ・ 本県の河川・湖沼では、古くから漁業や釣りが盛んに行われ、また、アユやマス類の養殖漁業が県内各地で営まれ、地域の産業とともに発展してきた。
- ・ 一方で、カワウなどによる食害、冷水病などの疾病、少子高齢化の進行による漁協や養殖生産者の担い手不足などにより漁獲量や養殖生産量は減少し、水産業に支障を来すことが懸念される状況にある。
- ・ このため、県は「内水面漁業の振興に関する法律」に基づき、本県の水産資源の維持増大、漁場環境の再生等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、本計画を策定する。

## 2 「栃木の水産」を取り巻く状況

- 漁協組合員や遊漁者は、近年、高齢化が進み減少傾向にある。組合員や遊漁者の減少による漁協の収入減により、放流量は年々減少している。河川への放流量が減ると、釣果の低下などから本県を訪れる遊漁者が減少し、漁協収入の減少、放流量の減少、さらなる釣果の減少、遊漁者の減少と悪循環に陥ることになる。
- 県内のアユ放流種苗は、県漁連種苗センターが生産し、会員漁協へ安定供給する役割を担っている。近年、各漁協の放流量が年々減少するなど需要量と供給量とが大きく乖離している。
- カワウ等による水産資源の食害や冷水病などの疾病による不漁が問題となっている。
- 本県で養魚生産に用いる養魚用水は、アユ養殖では地下水が、マス類では河川水や湧水を中心に使われており、地下水の揚水コスト、河川水の濁水や高水温が経営上の問題の一つとなっている。このため、生産コストの低減と高付加価値化による価格競争力向上が課題となっている。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、漁協では河川への放流量を大幅に減らす動きが見られ、養殖生産業でも県内観光地への来訪者の大幅な減少により、主に観光地向けに出荷されているアユやヤシオマスなどの県産水産物の出荷量が大幅に落ち込むなど、深刻な影響を受けている。

## 3 「栃木の水産」の目指す方向

- 【将来像】
- ・ 河川湖沼は水産資源が豊富で、多くの遊漁者で賑わっている。
  - ・ 観光地だけではなく、県産魚が家庭用としても流通し、地域に根ざした食材として食べられている。
- 【基本目標】 「漁場の活性化と魚の消費拡大」

## 4 実現に向けた具体的な施策

- (1) 水産資源が豊富な漁場づくり【成果指標：県漁連種苗センター産種苗の放流尾数 150万尾 → 250万尾、カワウ対策に取り組む広域的な広がりを持つ地域協議会数 0 → 2、漁協が管理するカワウのコロニー数 0 → 1】

水産資源が豊富な魅力あふれる漁場づくりのためには、各漁協が行う放流事業を強化・促進することが必要。多くの釣り人で賑わう漁場を回復するため、各漁協が行う放流事業の強化に向けた技術的支援やカワウやバス類、疾病などの被害を軽減する防疫技術の開発などに取り組む。

- (2) 賑わいのある漁場の回復【成果指標：年間延べ遊漁者数 443,989 人 → 463,000 人、漁業体験年間延べ参加人数 3,599 人 → 4,000 人】  
釣りの魅力に加え農村の魅力に関する情報発信や新たな遊漁券販売システムの導入等を行うことで、漁場へのさらなる遊漁者誘客に向けた取組を充実し、釣り人で賑わう漁場の回復を図る。
- (3) 養殖魚のブランド力向上と生産コストの低減【数値目標：全雌三倍体サクラマスの認知度 1.7% → 25.0%、アユ生産量 327 t → 370 t、ブランドマス生産量 128 t → 150 t】  
「とちぎの養殖魚」のブランド力向上を図るため、他の産地とは異なる品質等を付与するなど、養殖魚の高付加価値化に向けた取組を行う。また、安全・安心の確保、生産コストの低減等を進める。
- (4) 水域生態系の保全【成果指標：希少水生生物の生息地復元数 0 → 1】  
水生生物が生息している水域環境を良好な状態に維持・改善するため、水域生態系の保全に関する取組を進める。
- (5) 漁協等の経営基盤の強化【成果指標：常例検査実施数 8 → 8、ICT先端技術を活用した取組数 7 → 15】  
漁協等の運営や養殖生産者の経営の安定化を図るため、時代の変化と新たなニーズに的確に対応し魅力的な事業が企画・展開できるよう、経営基盤の強化に向けた経営指導に取り組む。
- (6) 原子力災害への対応【数値目標：放射性物質検査（モニタリング）実施漁協数 21 → 21】  
福島第一原発事故に伴う放射性物質拡散の風評被害払拭のため、県産魚類の安全性を確認するモニタリング検査を継続するとともに、中禅寺湖においてはマス類の解禁延期要請の解除に向けた取組を進める。

## 5 施策の展開に当たって

- (1) 内水面漁場管理委員会による適正な漁業調整  
漁業調整の実施に当たっては、漁業法に基づき、知事は内水面漁場管理委員会の意見を聞き、公平・公正な調整を図る。
- (2) 試験研究の推進と技術の普及  
水産試験場は、栃木県農業試験研究推進計画に基づき、本県水産業の活性化に向けた試験研究を積極的に推進する。
- (3) 市町や関係機関との連携  
漁協等関係団体との連携に加え、市町、関係機関等との連携をこれまで以上に強化し、地域の特徴に応じた「栃木の水産」を振興する。
- (4) 情報の発信  
県ホームページやなかがわ水遊園の情報発信機能などを活用し、積極的かつタイムリーに情報を発信する。